

国際課税

Q & A

▶▶ 海外に居住する長男がタックス・ヘイブン国に会社を設立した場合のタックス・ヘイブン対策税制の適用について

(税理士 小沢 進)

Q 私の長男は、昨年外国に赴任して、現在、外国に居住していますが、このほどタックス・ヘイブン国に会社を設立しました。その会社の株主には、両親である私と妻、更に私の次男及び長女も名を連ねております。

その会社の持分は、私と妻がそれぞれ10%、次男と長女はそれぞれ4%となっています。残りはすべて長男の持分です。

このように比較的持分の少ない場合であってもタックス・ヘイブン対策税制の適用があるのでしょうか。適用の対象から除外されるための持分はいくら以下の持分でしょうか。

なお長男以外はすべてわが国の居住者に該当します。

A タックス・ヘイブン対策税制の適用の対象となる外国法人は、原則としてその持分の50%超が日本の居住者及び内国法人によって保有されている者です。この場合、非居住者であっても「法人税法第2条第10号(定義)に規定する政令で定める特殊の関係のある者」については、これを含めてその50%超の持分割合を算定することとしています。

この政令で定める特殊の関係のある者に関しては、法人税法施行令第4条第1項において次の者がこれに該当することとされています。

- 一 株主等の親族
- 二 株主等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 株主等(個人である株主等に限る。)の使用者
- 四 前3号に掲げる者以外の者で株主等(個人である株主等に限る。)から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

したがって、長男はあなたの家族のいずれの方からみてもこの特殊な関係のある者に該当することになりますので、その会社は100%居住者によって保有されているものとして扱われ、タックス・ヘイブン対策税制の適用の対象とされます。

合算課税の適用の対象となる居住者は、原則としてその外国法人の持分を直接及び間接に5%以上有するものとされていますが、同族株主グループに属する者に対してはこれを一体とみてその5%以上の持分の有無を判定することとされていますので、それぞれ10%の持分を有する両親は勿論、4%の持分しか有していない次男及び長女もそれぞれ合算課税の対象とされます。

このような仕組みから少なくともあなたのご家族については、その者が居住者に該当すれば、その持分を有している限り、その持分が僅少であるか否かにかかわらずすべて合算課税の対象とされます。長男は非居住者に該当するので合算課税の対象から除外されます。